| | |
|---|---|
| その他の家具 | |
| 接客業用のもの | 五年 |
| その他のもの | |
| 主として金属製のもの | 一五年 |
| その他のもの | 八年 |
| ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 | 五年 |
| 冷房用又は暖房用機器 | 六年 |
| 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 | 六年 |
| 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。） | 四年 |
| 食事又はちゆう房用品 | |
| 陶磁器製又はガラス製のもの | 二年 |
| その他のもの | 五年 |
| 事務機器及び通信機器 | |
| 電子計算機 | |
| パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） | 四年 |
| その他のもの | 五年 |
| 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの | 五年 |
| その他の事務機器 | 五年 |
| テレタイプライター及びファクシミリ | 五年 |
| インターホーン及び放送用設備 | 六年 |
| 電話設備その他の通信機器 | |
| デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 | 六年 |
| その他のもの | 一〇年 |
| 時計、試験機器及び測定機器 | |
| 時計 | 一〇年 |
| 度量衡器 | 五年 |
| 試験又は測定機器 | 五年 |
| 光学機器及び写真製作機器 | |
| オペラグラス | 二年 |
| カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 | 五年 |
| 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器 | 八年 |
| 看板及び広告器具 | |
| 看板、ネオンサイン及び気球 | 三年 |
| マネキン人形及び模型 | 二年 |
| その他のもの | |
| 主として金属製のもの | 一〇年 |
| その他のもの | 五年 |

| | |
|---|---|
| 容器及び金庫 | |
| ボンベ | |
| 溶接製のもの | 六年 |
| 鍛造製のもの | |
| 塩素用のもの | 八年 |
| その他のもの | 一〇年 |
| ドラムかん、コンテナーその他の容器 | |
| 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。） | 七年 |
| その他のもの | |
| 金属製のもの | 三年 |
| その他のもの | 二年 |
| 金庫 | |
| 手さげ金庫 | 五年 |
| その他のもの | 二〇年 |
| 医療機器 | |
| ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 | 六年 |
| その他のもの | |
| レントゲンその他の電子装置を使用する機器 | 四年 |
| 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 | 六年 |
| その他のもの | |
| 陶磁器製又はガラス製のもの | 三年 |
| 主として金属製のもの | 一〇年 |
| その他のもの | 五年 |
| 前掲のもの以外のもの | |
| 主として金属製のもの | 一〇年 |
| その他のもの | 五年 |
| 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの | |
| 主として金属製のもの | 一五年 |
| その他のもの | 八年 |
| 機械及び装置 | |
| 電気業用設備 | |
| 鉄道又は軌道業用変電設備 | 一五年 |
| 通信業用設備 | 九年 |
| 鉄道業用設備 | |
| 自動改札装置 | 五年 |
| その他の設備 | 一二年 |